

行政上の不服申立て(1)

(百選「Ⅱ-139」～「Ⅱ-143」)

問題 001

都市計画法施行令17条による異議申立てを、換地予定地の計画案に対する陳情であると誤解し、法的にはなんら拘束力を有しない陳情書として処理したことは違法といわねばならない。

001 解答：誤り

なんら違法はないとした。(Ⅱ-139)

問題 002

都市計画法施行令17条による異議の申立であるかもしくは単なる陳情であるかは、当事者の意思解釈の問題に帰するのであって、施行規程を改めなければ出来ないような事項を含むからと言って、直ちにこれを施行令17条による異議申立てと解すべき理由はない。

002 解答：妥当である。(Ⅱ-139)

問題 003

都市計画法59条1項に基づいてした都市計画道路事業認可の告示について、個々の関係権利者が告示の内容を現実を知るまでは告知があったものとはいえない。

003 解答：誤り

告示の時に関係権利者にその内容が告知されたとみるべきであるとした。(Ⅱ－140)

問題 004

都市計画法における都市計画事業の認可のように、処分が個別の通知ではなく告示をもって多数の関係権利者等に画一的に告知される場合には、そのような告知方法が採られている趣旨にかんがみて、行政不服審査法14条1項本文の規定する「処分があったことを知った日」というのは、告示があった日をいうと解するのが相当である。

004 解答：妥当である。(Ⅱ－140)

問題 005

不当景品類及び不当表示防止法(景表法)10条6項にいう「公正取引委員会の処分について不服があるもの」とは、一般の行政処分についての不服申立の場合と同様に、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。

005 解答：妥当である。(Ⅱ－141)

問題 006

行政処分について、不服申立てをする法律上保護された利益とは、行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益のことをいうが、それは公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けることとなる反射的利益も含むものと解するのが相当である。

006 解答：誤り

公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けることとなる反射的利益は、法律上保護された利益に含まれないとした。

(Ⅱ－141)

問題 007

不当景品類及び不当表示防止法(景表法)の目的とするところは公益の実現にあり、同法の規定により一般消費者が受ける利益は、公益の保護の結果として生ずる反射的な利益ないし事実上の利益であって、法律上保護された利益とはいえないものである。

007 解答：妥当である。(Ⅱ－141)

問題 008

単に一般消費者であるというだけでは、公正取引委員会による公正競争規約の認定につき不当景品類及び不当表示防止法(景表法)10条6項による不服申立てをする法律上の利益をもの者であるということとはできない。

008 解答：妥当である。(Ⅱ－141)

問題 009

地方自治法127条1項に基づき、積極的な判定がされた場合には、特定の議員につき議員の職の喪失という法律上の不利益を生ぜしめる点において一般に個人の権利を制限し又はこれに義務を課する行政処分と同視せられるべきものであって、議会の選挙における投票の効力に関する決定とその性格を同じくするものである。

009 解答：誤り

議会の選挙における投票の効力に関する決定とは著しくその性格を異にするものとした。(Ⅱ－142)

問題 010

地方自治法127条4項について、不服申立てをすることができる者の範囲は、一般の行政処分の場合と同様にその適否を争う個人的な法律上の利益を有する者に限定されることを当然に予定したもの、すなわち、この場合についていえば、専ら決定によって議員の職を失うこととなった当該議員に対して不服申立ての権利を付与したものにすぎない。

010 解答：妥当である。(Ⅱ－142)

問題 011

訴願においては訴訟におけるが如く当事者の対立弁論により攻撃防御の方法を尽くす途が開かれているわけではなく、従って弁論主義を適用すべき限りではないから、訴願庁がその裁決をなすに当たって職権を以ってその基礎となすべき事実を探知し得べきことは勿論であり、必ずしも訴願人の主張した事実のみを斟酌すべきものということはできない。

011 解答：妥当である。(Ⅱ－143)

問題 012

訴願において、何ら訴願人の主張に包含されていないにもかかわらず、訴願庁が職権にて探知した事項をもって審理裁決することは、不告不理の原則に違反する。

012 解答：誤り

訴願庁には職権探知が認められるとした。(Ⅱ－143)